

十日町地域振興連合会会則

(名称)

第1条 本会は、十日町地域振興連合会と称する。

(目的)

第2条 本会は、十日町地域自治推進条例に定めるところの地域自治組織として、地域の身近な課題は、地域の住民等の自らの判断と責任の下で諸施策を策定し、その推進に当たるとともに、地域の振興と地位向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域自治推進計画の策定とその事業推進
- (2) 十日町市から委託された事務処理
- (3) 十日町市から審議等を求められた事項に対する意見等の具申または表明
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、十日町中学校区域の7地区(南部、中央、東部、新座、田川町、美佐島、七和)の振興会の住民とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 理 事 21人以内
- (5) 監 事 2人

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- 2 会長、副会長、事務局長は、理事会で会員の中から選出し、総会で承認を得る。
- 3 理事は、次に定める「地区別理事定数」に相当する人数を、理事会で会員の中から選出し、総会で承認を得る。

(地区別理事定数)

- 南部、中央、東部、新座の各地区 (3人)
- 田川町、美佐島、七和の各地区 (2人)

ただし、理事が、会長、副会長、事務局長のいずれかに就任する場合、当該理事が所属する地区振興会においては、理事定数を超えて理事を追加することができる。

- 4 監事は、会長、副会長、事務局長、理事、代議員以外の会員の中から理事会で選出し、総会で承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、役員任期中に変更があった場合は前任者の残任期間とする。

- 2 役員はその任期が満了した後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(役員任務)

第8条 本会の役員任務は次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 事務局長は、本会の事務を統括し、会計を司る。
- 5 理事は、本会の会務全般の運営に関し付議する事案を図り、その推進に当たる。
- 6 監事は、年1回以上会務及び会計を監査し、総会に報告する。

(役員報酬及び費用弁償)

第9条 役員に対して、報酬及び費用弁償を支払うことができる。(別表1)

- 2 前項の対象となる役員範囲及び報酬額については、理事会において定め総会で承認を得る。

(代議員)

第10条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員は、地区振興会より選出する。(別表2)
- 3 代議員は、総会において、本会の事業、予算、決算について会員の意見を代弁し、表決権を行使する。
- 4 その職務執行に対し、費用を弁償することができる。(別表3)

(専門部会等)

第11条 第2条の目的達成に当たり、必要事項が発生した場合は、専門部会等の組織を置くことができる。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を中央公民館に置く。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会並びに理事会とする。会議は必要に応じて会長が招集し、議長は会長がその任に当たる。

2 総会は最高の議決機関とし、毎年1回開催する。ただし、特に必要のある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃
- (2) 地域自治推進計画に関する事
- (3) 役員を選出及び承認に関する事
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事
- (5) 事業報告及び決算収支報告に関する事
- (6) 本会の運営に関し、重要と認められる事項に関する事

4 総会は、理事、代議員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。

5 理事会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、事業計画の専決に関する事
- (2) 専門部会の設置に関する事
- (3) その他必要な事項

6 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。

7 会議の欠席に委任状をもって代理人に委任した場合は、出席を認める。

(経費)

第14条 本会の経費は、十日町市地域自治推進事業交付金、及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、理事会の議決を得て次の総会で承認を得なければならない。

附 則 この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年4月26日から施行する。

この会則は、平成27年4月10日から施行する。

この会則は、平成29年4月28日から施行する。

この会則は、平成31年4月19日から施行する。